

議案第 85 号

朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例（平成 12 年朝霞市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 60 歳以上の者をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (3) 障害児 法第 4 条第 2 項に規定する障害児をいう。
- (4) 障害者等 障害者又は障害児をいう。
- (5) 保護者 法第 4 条第 3 項に規定する保護者をいう。
- (6) 児童 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項に規定する児童をいう。

第 3 条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 生活介護（法第 5 条第 7 項に規定する生活介護をいう。以下同じ。）に係る事業に関する事。
- (2) 就労継続支援 B 型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）に係る事業に関する事。
- (3) 特定相談支援事業（法第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）に関する事。

第 3 条第 6 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号中「施設」の次に「のうち規則で定めるもの」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 障害児相談支援事業（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業をいう。以下同じ。）に関する事。
- (5) 法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する事業に関する事。

(6) 障害者等の就労支援に係る事業に関すること。

第6条を次のように改める。

(利用対象者)

第6条 第3条第1号から第6号までに規定する事業を利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 生活介護及び就労継続支援B型に係る事業 法第19条第1項に規定する障害福祉サービス事業に係る介護給付費若しくは訓練等給付費の支給決定を受けた者又は法第20条第1項に規定する障害福祉サービス事業に係る介護給付費若しくは訓練等給付費の支給の申請をした者であつて緊急その他やむを得ない理由があるもの
- (2) 特定相談支援事業 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等
- (3) 障害児相談支援事業 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (4) 法第77条第1項第3号に規定する事業 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者
- (5) 障害者等の就労支援に係る事業 障害者等

2 第3条第7号に規定する施設は、次に掲げる者で市内に住所を有するもの（第5号に掲げる者にあつては、市内に在学し、又は在勤する者を含む。）が利用することができる。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 高齢者
- (2) 障害者
- (3) 児童
- (4) 前3号に規定する者を援護し、介助し、又は保護する者及びこれらの者で構成する団体
- (5) 市内でボランティア活動を行い、又は行おうとする個人又は団体

3 前項に定めるもののほか、公共団体又は公共的団体は、総合福祉センターの設置目的に反しない限りにおいて、第3条第7号に規定する施設を利用することができる。

第7条第2項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 第3条第1号から第6号までに規定する事業を利用する者にあつては、それぞれ第6条第1項各号に規定する要件を欠くに至ったとき。

第16条を第20条とし、第12条から第15条までを4条ずつ繰り下げる。

第11条中「、市長の諮問に応じて」を削り、同条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(利用料金)

第9条 利用者（第7条第1項の許可を受けた者（第6条第1項第1号から第4号までに規定する者に限る。）をいう。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

(1) 生活介護及び就労継続支援B型に係る事業 法第29条第3項の規定により算定した費用の額

(2) 特定相談支援事業 法第51条の17第2項の規定により算定した費用の額

(3) 障害児相談支援事業 児童福祉法第24条の26第2項の規定により算定した費用の額

(利用料金の収受)

第10条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免及び徴収猶予)

第11条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の徴収を猶予することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第2条 朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第3条第6号及び第7条第2項第4号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 平成30年4月1日

(利用の許可に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

(利用料金等に関する経過措置)

- 3 改正後の朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(朝霞市ホームヘルプ事業に係る手数料に関する条例の廃止)

- 4 朝霞市ホームヘルプ事業に係る手数料に関する条例（平成12年朝霞市条例第38号）は、廃止する。

(朝霞市ホームヘルプ事業に係る手数料に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 前項の規定の施行前に利用したホームヘルプ事業に係る手数料については、なお従前の例による。

(朝霞市介護サービス事業等に係る施設の使用料に関する条例の一部改正)

- 6 朝霞市介護サービス事業等に係る施設の使用料に関する条例（平成12年朝霞市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び朝霞市総合福祉センター」を削る。

第5条第1号中「事由」を「理由」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条第1号中「及び前条」を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

別表を削る。

平成28年8月31日提出

朝霞市長 富岡 勝則